

平成23年度普通交付税(市町村分)の算定結果の概要

普通交付税交付額

1,862.6億円 前年度比 +46.8億円(+2.6%)

臨時財政対策債発行可能額

515.6億円 前年度比 64.9億円(11.2%) 不交付団体を除く。

1 普通交付税交付額

平成23年度の普通交付税交付額は、1,862.6億円となり、前年度比46.8億円増(+2.6%)となった。この要因は、次のとおりである。なお、昨年と同様に女川町を除く34団体が交付団体である。

基準財政需要額については、地方財政計画の歳出に計上された「地域活性化・雇用等対策費」に対応して「雇用対策・地域資源活用推進費」の創設及び関係費目の単位費用の充実等が行われた一方で、「地方再生対策費」の減及び投資的経費、給与関係経費の減による単位費用の減等によって、前年度比11.6億円の減(0.2%)となった。(臨時財政対策債振替前、錯誤反映後)

基準財政収入額については、市町村民税法人税割が東日本大震災の影響により平成23年度収入見込額が低く見積もられた一方で、市町村民税所得割は昨年の所得回復傾向を考慮して単位税額が高く設定されたこと、固定資産税(家屋)について新築住宅や工場等の新設分によって評価額が増加したことなどにより、前年度比6.5億円の増(+0.3%)となった。(錯誤反映後)

により、財源不足額が前年度比18.1億円の減(0.8%)と微減となったが、臨時財政対策債発行可能額が前年度比64.9億円の減(11.2%)となったため、交付額は前年度比46.8億円の増(+2.6%)となった。

なお、東日本大震災に伴い、基準財政需要額では、教育関係費目において一時避難等に伴う児童、生徒数の減少について特例措置が講じられるとともに、基準財政収入額では、地方税法の一部を改正する法律(平成23年法律第30号)及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)の施行による市町村民税等の減収について歳入欠かん債の発行により対応し、減収見込額の75%を基準財政収入額に加算する等の特例措置が講じられている。

- ・普通交付税 = 交付基準額(財源不足額) - 基準財政需要額 × 調整率(今年度は調整なし)
- ・交付基準額 = 基準財政需要額 - 基準財政収入額
- ・基準財政需要額 = 単位費用 × 測定単位 × 補正係数
- ・基準財政収入額 = 標準税収入(減収補てん特例交付金を含む) × 75% + 地方特例交付金等

< 普通交付税交付決定額の都市区分別内訳 >

(単位：千円，%)

		平成23年度	平成22年度	増減額	増減率
内 訳	大 都 市	25,633,695	23,359,813	2,273,882	9.7
		(52,802,517)	(49,457,022)	(3,345,495)	(6.8)
	都 市	112,424,589	109,968,341	2,456,248	2.2
		(128,812,961)	(131,508,267)	(△2,695,306)	(△2.0)
	町 村	48,199,268	48,252,038	△ 52,770	△ 0.1
		(56,202,031)	(58,662,919)	(△2,460,888)	(△4.2)
県 計		186,257,552	181,580,192	4,677,360	2.6
		(237,817,509)	(239,628,208)	(△1,810,699)	(△0.8)
県 計 (除大都市)		160,623,857	158,220,379	2,403,478	1.5
		(185,014,992)	(190,171,186)	(△5,156,194)	(△2.7)

不交付団体を除く。

2 臨時財政対策債発行可能額

平成 23 年度の臨時財政対策債発行可能額(不交付団体を除く。)は 515.6 億円となり、前年度比 64.9 億円減(11.2%)となった。これは企業の業績回復に伴う税収の増等により、交付税の財源不足額が減少したため、臨時財政対策債発行可能額の全国総額が減少となったこと(19.0%)が主な要因である。

なお、平成 22 年度に発行可能額の算出方法において、人口基礎方式に加え、財源不足額基礎方式が導入されたが、平成 25 年度までに財源不足額基礎方式に完全移行されることとなっている。

臨時財政対策債

地方の財源不足額を国と地方が折半して補てんするため、地方負担分については平成 13 年度から臨時財政対策債の発行により補てん措置を講じてきたもので、後年度に発生する元利償還金については、全額が基準財政需要額に算入される。

なお、普通交付税の交付基準額は、基準財政需要額から臨時財政対策債発行可能額を控除した後の額から基準財政収入額を控除して求められるため、臨時財政対策債発行可能額の増減が交付基準額の増減要因となる。

< 臨時財政対策債発行可能額の都市区分別内訳 >

(単位:千円,%)

	平成23年度			平成22年度			増減額	増減率	
	人口基礎	財源不足額基礎	合計	人口基礎	財源不足額基礎	合計			
内 訳	大 都 市	7,352,300	19,816,522	27,168,822	15,214,494	10,882,715	26,097,209	1,071,613	4.1
	都 市	6,706,395	9,681,977	16,388,372	14,662,256	6,877,670	21,539,926	△ 5,151,554	△ 23.9
	町 村	3,400,367	4,602,396	8,002,763	7,338,340	3,072,541	10,410,881	△ 2,408,118	△ 23.1
県 計	17,459,062	34,100,895	51,559,957	37,215,090	20,832,926	58,048,016	△ 6,488,059	△ 11.2	
県計(除大都市)	10,106,762	14,284,373	24,391,135	22,000,596	9,950,211	31,950,807	△ 7,559,672	△ 23.7	

不交付団体を除く額

3 交付団体の状況

(1) 前年度の交付決定額を上回った団体

平成 23 年度において、前年度の交付決定額を上回った団体は 22 団体であった。なお、前年度は全団体が前年度の交付決定額を上回っていた。

< 対前年度比増加率別内訳 >

増 加 率	団 体 数	団 体 名
10%以上	1 (10)	利府町
5%以上10%未満	2 (19)	仙台市,美里町
5%未満	19 (5)	石巻市,塩竈市,気仙沼市,白石市,名取市,角田市 岩沼市,登米市,栗原市,東松島市,大崎市,蔵王町 村田町,川崎町,亘理町,大郷町,色麻町,涌谷町,南三陸町
合 計	22 (34)	

()内の数値は、前年度の団体数である。

(2) 前年度の交付決定額を下回った団体

平成 23 年度において、前年度の交付決定額を下回った団体は 12 団体であった。

< 対前年度比減少率別内訳 >

減 少 率	団 体 数	団 体 名
10%以上	1 (0)	七ヶ浜町
5%以上10%未満	2 (0)	大和町,大衡村
5%未満	9 (0)	多賀城市,七ヶ宿町,大河原町,柴田町,丸森町,山元町 松島町,富谷町,加美町
合 計	12 (0)	

()内の数値は、前年度の団体数である。

4 不交付団体の状況

平成 23 年度における不交付団体は引き続き女川町のみであり、その概要は以下のとおりである。

(単位:千円,%)

	平成23年度	平成22年度	増減額	増減率
基準財政需要額	2,816,256	2,774,276	41,980	1.5
基準財政収入額	3,106,434	3,221,584	△ 115,150	△ 3.6
財源超過額	290,178	447,308	△ 157,130	△ 35.1

5 合併団体の状況

合併算定替による交付基準額の特例加算額	229.6億円(27.7%加算)
臨時財政対策債発行可能額の特例加算額	22.5億円(21.7%加算)
合併補正による基準財政需要額の増加額	0.9億円

宮城県の合併9団体は合併した翌年度から15年間(合併した日が4月1日の場合、合併した年度を含めて16年間)、旧合併特例法第11条による「普通交付税額の算定の特例(合併算定替)」が行われている。ただし気仙沼市については、当該合併算定替の対象となるのは気仙沼市と唐桑町による1次合併のみで、気仙沼市と本吉町による2次合併については、改正前合併特例法第17条により合併した翌年度から10年間の合併算定替となっている。

合併算定替

普通交付税算定年度の4月1日現在において、合併関係市町村がなお合併前の区域をもって存続したと仮定して、合併関係市町村ごとに算定した財源不足額の合算を、合併市町村の財源不足額とすること。

平成23年度の合併9団体の合併算定替による交付基準額の特例加算額は229.6億円であり、一本算定による算定額に27.7%加算されている。これは、小規模団体ほど人口1人当たりの行政経費が割高になる点を補正する段階補正が、新団体の一本算定よりも旧団体ごとに算定する合併算定替の方が有利になることなどによるものである。また、臨時財政対策債発行可能額の算定替による特例加算額は22.5億円であり、交付基準額に臨時財政対策債発行可能額を加えた場合の増加額は、252.1億円である。

< 合併団体の交付基準額等 >

(単位:千円,%)

団体名		合併算定替	一本算定	特例による加算額 (-)	加算率 /
石巻市	A	20,084,321	16,091,914	3,992,407	24.8
	B	2,974,778	2,581,658	393,120	15.2
	計	23,059,099	18,673,572	4,385,527	23.5
気仙沼市	A	9,827,769	8,540,474	1,287,295	15.1
	B	1,246,432	1,093,118	153,314	14.0
	計	11,074,201	9,633,592	1,440,609	15.0
登米市	A	18,744,668	13,659,656	5,085,012	37.2
	B	1,846,405	1,371,810	474,595	34.6
	計	20,591,073	15,031,466	5,559,607	37.0
栗原市	A	19,519,858	14,172,375	5,347,483	37.7
	B	1,767,112	1,276,472	490,640	38.4
	計	21,286,970	15,448,847	5,838,123	37.8
東松島市	A	5,377,355	4,721,926	655,429	13.9
	B	711,678	643,829	67,849	10.5
	計	6,089,033	5,365,755	723,278	13.5
大崎市	A	18,151,903	13,706,967	4,444,936	32.4
	B	2,595,564	2,175,284	420,280	19.3
	計	20,747,467	15,882,251	4,865,216	30.6
加美町	A	6,425,524	5,359,060	1,066,464	19.9
	B	614,398	476,789	137,609	28.9
	計	7,039,922	5,835,849	1,204,073	20.6
美里町	A	3,980,352	3,423,502	556,850	16.3
	B	514,411	459,500	54,911	12.0
	計	4,494,763	3,883,002	611,761	15.8
南三陸町	A	3,661,565	3,140,323	521,242	16.6
	B	358,634	302,764	55,870	18.5
	計	4,020,199	3,443,087	577,112	16.8
合計	A	105,773,315	82,816,197	22,957,118	27.7
	B	12,629,412	10,381,224	2,248,188	21.7
	計	118,402,727	93,197,421	25,205,306	27.0

A:交付基準額, B:臨時財政対策債発行可能額

6 平成23年度算定の特徴

(1) 基準財政需要額

東日本大震災に伴う教育費の特例

需要額 1.4億円(不交付団体を除く。)
導入目的 東日本大震災に伴い、一時的に避難・転出している児童等が多数いる被災団体は、児童数等を測定単位とする教育関係費目の算定額が大幅に減少することとなるが、児童等の年度途中での復帰や、継続的・計画的な行政運営に資する建物の維持修繕費等の需要額を考慮して、短期間において需要額の大幅な変動を生じさせないよう特例措置を講じるもの。

「特定被災地方公共団体」に指定された団体のうち、児童数等の対前年度伸率が全国平均を下回った団体について、補正係数を加算することにより、全国平均水準まで確保している。

< 東日本大震災に伴う教育費の特例措置に係る増加需要額の都市区分別内訳 > (単位: 千円, %)

		小学校費		中学校費		高等学校費		その他の教育費		計	
			割合		割合		割合		割合		割合
内訳	大都市	23,122	1.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	23,122	0.6
	都市	44,424	1.8	27,397	2.3	8,127	10.2	0	0.0	79,948	1.6
	町村	27,498	2.2	13,593	2.1	0		0	0.0	41,091	1.6
県計		95,044	1.5	40,990	1.4	8,127	1.4	0	0.0	144,161	1.2
県計(除大都市)		71,922	1.9	40,990	2.2	8,127	10.2	0	0.0	121,039	1.6

財源超過団体を除く額

その他の教育費は測定単位(幼児数)の入手ができず前年度数値により算定したことから、特例の対象外となった。

雇用対策・地域資源活用推進費

需要額 46.9億円(不交付団体を除く。)
導入目的 地域の雇用情勢等に応じて、雇用機会の創出や、地域資源を活用した経済の活性化等を図るとともに、高齢者の生活支援など、住民のニーズに適切に対応した行政サービスが展開できるよう平成22年度に創設された「雇用対策・地域資源活用臨時特例費」を「雇用対策・地域資源活用推進費」として平成25年度まで措置

各団体の人口を測定単位とし、人口規模のコスト差(段階補正)のほか、雇用対策の取り組みに係る指標として自主財源比率と第一次産業就業者比率、地域資源を活用した取り組みに係る指標として年少者人口割合、高齢者人口割合及び市町村民1人当たり農業産出額を反映して算定する。また、合併市町村については、旧市町村単位で算定した額を合算する合併算定替を適用することにより財源を確保することとしている。

< 雇用対策・地域資源活用推進費の都市区分別内訳 > (単位: 千円, %)

		平成23年度	平成22年度		増減額		増減率	
			当初	再算定後	当初	再算定後	当初	再算定後
			内訳	大都市	435,715	427,600	676,226	8,115
	都市	2,858,342	2,877,630	4,551,614	△ 19,288	△ 1,693,272	△ 0.7	△ 37.2
	町村	1,396,698	1,401,883	2,217,752	△ 5,185	△ 821,054	△ 0.4	△ 37.0
県計		4,690,755	4,707,113	7,445,592	△ 16,358	△ 2,754,837	△ 0.3	△ 37.0
県計(除大都市)		4,255,040	4,279,513	6,769,366	△ 24,473	△ 2,514,326	△ 0.6	△ 37.1

財源超過団体を除く額。H22は「雇用対策・地域資源活用臨時特例費」の額。

地域活性化・雇用等対策費に対応した単位費用への算入

導入目的 地方財政計画の歳出に計上された「地域活性化・雇用等対策費」のうち、「雇用対策・地域資源活用推進費」以外の基準財政需要額への対応として、子育て支援サービス充実推進事業、住民生活に光をそそぐ事業、地球温暖化対策暫定事業、各種活性化推進事業について、関係費目の単位費用に算入し、算定するもの。

全国の総額は7,500億円で、都道府県3,150億円、市町村4,350億円(うち上記800億円、250億円、50億円、3,250億円)となっている。算定は、関係項目に係る単位費用の増額により対応する。

測定単位の切替えによる増減額

増減額 19.2億円程度(不交付団体を除く。)
概要 測定単位として用いられている国勢調査人口及び農林業センサスの農家数について、今年度が5年ごとの切替えの年度に該当するため、測定単位の増減により需要額に対しても増減が生じているもの。

【対象費目】

イ 人口(平成17年国勢調査→平成22年国勢調査)

消防費	公園費	下水道費	その他の土木費
その他の教育費(人口)	生活保護費	社会福祉費	保健衛生費
清掃費	商工行政費	地域振興費(人口)	地方再生対策費
雇用対策・地域資源活用推進費		包括算定経費(人口)	

ロ 農家数(2005年農林業センサス 2010年農林業センサス)
農業行政費

<測定単位の切替えによる増減額都市区分別内訳>

(単位:千円,%,人,戸)

		人口				農家数				合計	
		算定額		国調人口		算定額		農林業センサス農家数		増減額	増減率
		増減額	増減率	増減	増減率	増減額	増減率	増減	増減率		
内 訳	大都市	1,749,211	1.8	20,775	2.0	△45,078	△11.0	△574	△12.4	1,704,133	1.7
	都市	△2,011,754	△2.0	△27,259	△3.0	△737,299	△13.6	△7,415	△14.9	△2,749,053	△2.6
	町村	△472,470	△1.1	△5,087	△1.2	△405,066	△15.1	△4,171	△17.8	△877,536	△1.9
	県計	△735,013	△0.3	△11,571	△0.5	△1,187,443	△13.9	△12,160	△15.6	△1,922,456	△0.8
	県計(除大都市)	△2,484,224	△1.7	△32,346	△2.4	△1,142,365	△14.1	△11,586	△15.8	△3,626,589	△2.3

不交付団体を除く。

(2) 基準財政収入額

各税目の基準財政収入額の算定における特例

影響額： 13.2億円（基準財政収入額の減）

概要： 被災団体においては、(地方税の特例や減免以外でも)企業活動の停滞や港湾・空港施設の被災等によって今年度大幅な減収が見込まれることから、一部税目について今年度の収入見込額を前年度実績から推計する際の乗率が全国値より小さく設定され、結果として基準財政収入額が抑えられた。

一部税目に係る基準財政収入額の算定では前年度実績額に推計乗率を乗じて今年度の収入見込額を算定しているが、東日本大震災による影響を考慮し、被災団体に係る推計乗率について全国値と別に定められたほか、ゴルフ場利用税交付金については、ゴルフ場の営業休止期間に応じた基準額の割り落としが行われた。

[本縣市町村関係分]

市町村民税法人税割 (12.2億円)	前年度調定額(現事業年度分)に乗じる推計乗率 全国 0.97 特定被災地方公共団体においては 0.90 うち浸水被害の大きい市町村においては 0.60 (石巻市・塩竈市・気仙沼市・多賀城市・東松島市・亘理町・山元町・松島町・七ヶ浜町・女川町・南三陸町)
特別とん譲与税 (0.5億円)	前年度譲与税額に乗じる推計乗率 全国 0.937 本県 0.628 (仙台市・石巻市・塩竈市・多賀城市・七ヶ浜町)
航空機燃料譲与税 (0.2億円)	前年度譲与税額に乗じる推計乗率 全国 0.892 名取市・岩沼市 0.651(仙台空港)
ゴルフ場利用税交付金 (0.3億円)	石巻市・気仙沼市・白石市・山元町・松島町・大和町・大郷町・富谷町の一部ゴルフ場について基準額を割り落とし(一定以上の営業休止期間があるため)

基準財政収入額の特例加算

平成23年4月27日の地方税法一部改正により、東日本大震災に係る地方税の特例が講じられているが、特例による減収分については基準財政収入額の算定上、控除される。

特例による減収分については地方債を起すことができ、後年度における元利償還金についてその100%を公債費方式により基準財政需要額に算入することが予定されているが、平成23年度算定では、減収見込額についてその75%を基準財政収入額に加算することとされている。(財特法第10条)

ただし、現時点では、地方税の特例による減収見込額が特定できないため、例年の算定方法で算定を行い、今後減収見込額が把握できた段階で、特例加算の措置を講じることが予定されている。(基準財政収入額から特例による減収分の75%を対象税目ごとに控除し、その減収分の合計の75%を特例加算額として加算することから、基準財政収入額全体としては増減は生じず、交付税額に影響はない。)

平成23年度 普通交付税決定額（市町村分）

（単位：千円、％）

市町村名	平成23年度	平成22年度	増減額 (A - B)	増減率 (C / B)	H23普通交付税	H22普通交付税	増減額 (E - F)	増減率 (G / F)
	普通交付税	普通交付税			+ 臨時財政対策債	+ 臨時財政対策債		
	A	B	C	D	E	F	G	
仙台市	25,633,695	23,359,813	2,273,882	9.7	52,802,517	49,457,022	3,345,495	6.8
石巻市	20,084,321	19,661,182	423,139	2.2	23,059,099	23,645,622	586,523	2.5
塩竈市	5,224,643	5,004,365	220,278	4.4	6,144,531	6,155,200	10,669	0.2
気仙沼市	9,827,769	9,799,921	27,848	0.3	11,074,201	11,468,747	394,546	3.4
白石市	4,775,174	4,568,533	206,641	4.5	5,447,134	5,376,597	70,537	1.3
名取市	2,737,431	2,736,638	793	0.0	3,973,613	4,059,172	85,559	2.1
角田市	3,694,488	3,616,534	77,954	2.2	4,260,190	4,321,960	61,770	1.4
多賀城市	2,703,700	2,733,082	29,382	1.1	3,746,139	3,981,846	235,707	5.9
岩沼市	1,583,279	1,571,242	12,037	0.8	2,393,511	2,471,082	77,571	3.1
登米市	18,744,668	18,158,354	586,314	3.2	20,591,073	20,790,406	199,333	1.0
栗原市	19,519,858	19,144,897	374,961	2.0	21,286,970	21,656,325	369,355	1.7
東松島市	5,377,355	5,265,726	111,629	2.1	6,089,033	6,217,426	128,393	2.1
大崎市	18,151,903	17,707,867	444,036	2.5	20,747,467	21,363,884	616,417	2.9
蔵王町	1,868,128	1,862,390	5,738	0.3	2,175,961	2,257,552	81,591	3.6
七ヶ宿町	847,808	861,748	13,940	1.6	955,199	1,017,214	62,015	6.1
大河原町	1,716,751	1,750,310	33,559	1.9	2,127,527	2,266,423	138,896	6.1
村田町	1,955,773	1,933,102	22,671	1.2	2,224,800	2,297,402	72,602	3.2
柴田町	2,516,049	2,542,601	26,552	1.0	3,148,791	3,324,546	175,755	5.3
川崎町	2,294,937	2,278,376	16,561	0.7	2,530,984	2,604,610	73,626	2.8
丸森町	3,455,650	3,503,565	47,915	1.4	3,767,012	3,905,851	138,839	3.6
亘理町	2,822,977	2,711,219	111,758	4.1	3,409,896	3,428,138	18,242	0.5
山元町	2,397,919	2,414,986	17,067	0.7	2,693,490	2,820,252	126,762	4.5
松島町	1,731,609	1,809,430	77,821	4.3	2,028,055	2,225,349	197,294	8.9
七ヶ浜町	1,183,024	1,356,824	173,800	12.8	1,519,130	1,825,349	306,219	16.8
利府町	973,200	858,044	115,156	13.4	1,579,857	1,533,712	46,145	3.0
大和町	1,840,610	1,979,934	139,324	7.0	2,315,452	2,570,185	254,733	9.9
大郷町	1,522,075	1,459,543	62,532	4.3	1,744,150	1,763,420	19,270	1.1
富谷町	1,608,953	1,630,413	21,460	1.3	2,336,951	2,487,377	150,426	6.0
大衡村	809,627	892,775	83,148	9.3	995,177	1,150,760	155,583	13.5
色麻町	1,889,236	1,858,470	30,766	1.7	2,083,978	2,125,883	41,905	2.0
加美町	6,425,524	6,487,823	62,299	1.0	7,039,922	7,367,355	327,433	4.4
涌谷町	2,697,501	2,696,917	584	0.0	3,010,737	3,105,935	95,198	3.1
美里町	3,980,352	3,729,358	250,994	6.7	4,494,763	4,433,067	61,696	1.4
女川町	0	0	0		101,722	229,110	127,388	55.6
南三陸町	3,661,565	3,634,210	27,355	0.8	4,020,199	4,152,539	132,340	3.2
大都市計	25,633,695	23,359,813	2,273,882	9.7	52,802,517	49,457,022	3,345,495	6.8
都市計	112,424,589	109,968,341	2,456,248	2.2	128,812,961	131,508,267	2,695,306	2.0
町村計	48,199,268	48,252,038	52,770	0.1	56,303,753	58,892,029	2,588,276	4.4
町村計 (除超過団体)	48,199,268	48,252,038	52,770	0.1	56,202,031	58,662,919	2,460,888	4.2
県計	186,257,552	181,580,192	4,677,360	2.6	237,919,231	239,857,318	1,938,087	0.8
県計 (除超過団体)	186,257,552	181,580,192	4,677,360	2.6	237,817,509	239,628,208	1,810,699	0.8
県計 (除大都市・超過団体)	160,623,857	158,220,379	2,403,478	1.5	185,014,992	190,171,186	5,156,194	2.7
合併団体計	105,773,315	103,589,338	2,183,977	2.1	118,402,727	121,095,371	2,692,644	2.2
非合併団体計	80,484,237	77,990,854	2,493,383	3.2	119,516,504	118,761,947	754,557	0.6
非合併団体計 (除超過団体)	80,484,237	77,990,854	2,493,383	3.2	119,414,782	118,532,837	881,945	0.7
非合併団体計 (除大都市・超過団体)	54,850,542	54,631,041	219,501	0.4	66,612,265	69,075,815	2,463,550	3.6

(注)合併団体の交付額は、合併算定替により算定した額である。

東日本大震災に伴う算定上の特例措置による影響額

(単位:千円)

	影響額		
	影響額	うち需要額	うち収入額
仙台市	717,450	23,122	694,328
石巻市	226,349	45,001	181,348
塩竈市	37,753	730	37,023
気仙沼市	68,882	13,667	55,215
白石市	9,903	1,418	8,485
名取市	30,266	1,710	28,556
角田市	3,776	834	2,942
多賀城市	55,196	3,940	51,256
岩沼市	20,770	2,919	17,851
登米市	13,131	42	13,089
栗原市	9,935	1,001	8,934
東松島市	28,055	8,185	19,870
大崎市	32,348	501	31,847
蔵王町	1,882	433	1,449
七ヶ宿町	0	0	0
大河原町	4,215	0	4,215
村田町	5,559	1,407	4,152
柴田町	8,503	1,646	6,857
川崎町	2,216	1,331	885
丸森町	0	0	0
巨理町	27,999	6,551	21,448
山元町	24,085	6,992	17,093
松島町	39,150	83	39,067
七ヶ浜町	6,717	1,340	5,377
利府町	17,915	417	17,498
大和町	9,972	1,126	8,846
大郷町	11,482	723	10,759
富谷町	9,939	0	9,939
大衡村	2,613	876	1,737
色麻町	0	0	0
加美町	0	0	0
涌谷町	1,729	208	1,521
美里町	3,456	381	3,075
女川町	21,624	5,945	15,679
南三陸町	29,477	17,577	11,900
県計	1,482,347	150,106	1,332,241
県計(除超過)	1,460,723	144,161	1,316,562
大都市計	717,450	23,122	694,328
都市計	536,364	79,948	456,416
町村計	228,533	47,036	181,497
町村計(除超過)	206,909	41,091	165,818

七ヶ宿町、丸森町、色麻町、加美町は特定被災地方公共団体となっていないため、特例措置の対象外